

株式会社ブリッジ 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年8月1日～令和8年7月31日までの3年間

2. 内容

目標1：育児休業を取得予定の社員及び育児休業から復帰した社員に対するメンター制度を導入する。

<対策>

- 令和5年 8月～ 社員へのアンケート調査、検討開始
- 令和5年 10月～ 運用ルールの検討、メンター選定
- 令和6年 1月～ 運用ルールの決定、メンター研修の実施
- 令和6年 4月～ 制度導入、社内報などによる社員への周知

目標2：令和8年7月までに、従業員全員の所定外労働時間を、1人当たり年間25時間未満とする。

<対策>

- 令和5年 8月～ 所定外労働の原因の分析等を行う
- 令和5年 10月～ 管理職を対象とした意識改革のための研修を3ヶ月に1回行う
- 令和6年 1月～ 社内報などによる社員への周知
- 令和6年 4月～ 各部署における問題点の検討及び研修の実施

目標3：年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間10日以上とする。

<対策>

- 令和5年 8月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
- 令和5年 10月～ 計画的な取得に向けて管理職研修を計画期間中に 回行う
- 令和6年 4月～ 各部署において年次有給休暇の取得計画を策定する
- 令和6年 7月～ 朝礼、社内報などによる社員への周知